

2021年9月29日

株主および登録株式質権者の皆様へ

静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
東海澱粉株式会社
代表取締役社長 葉山 裕

株 券 廃 止 公 告

さて、2021年9月29日付の定時株主総会におきまして、当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款規定を廃止する、議案「定款一部変更」が可決承認されました。

つきましては、2021年11月1日をもって、定款変更の効力が発生し、当社が現在発行している株券はすべて無効となりますので、公告いたします。

敬具

お 知 ら せ

1. 株券廃止会社移行後の株主としての権利

株券自体は無効となります（株券の回収は行われません。）が、株主様のお名前が当社株主名簿に記載または記録されている限り、議決権や配当等といった株主としての権利を失うことはありません。

2. 他人名義の株券を所有している場合

ただし、他人名義の株券を持っている方（名義書換を済ませていない方）は、そのままでは他人名義のまま株主名簿に記載または記録されることになるため、自己名義への名義書換をする必要があります。

3. 株券廃止会社移行後の株式名義書換手続き

株券廃止会社移行後の株式名義書換につきましては、譲渡人（売主）および譲受人（買主）との共同請求が原則となります。なお例外的に譲受人単独で名義書き換え請求ができるのは、相続・合併・確定判決等による場合です（それぞれ別途、添付書類が必要となります）。

以上